

山鹿市分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月3日

山鹿市長 早 田 順 一

## 山鹿市規則第2号

### 山鹿市分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市分担金徴収条例施行規則（平成17年山鹿市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（分担金の割合）」に改める。

第3条を次のように改める。

（分担金の納期）

第3条 条例第5条に規定する指定期日は、納入通知書を発した日から30日以内とする。

ただし、市長が特別に認めるときは、この限りでない。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業の種類	割合
県営土地改良事業	国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について（平成3年5月31日付け3構改D第389号構造改善局長通達）に基づく割合
団体営土地改良事業	
防災重点農業用ため池に関する事業（上記事業を除く。）	2パーセント
その他市長が必要と認める事業	10パーセント

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。